

令和6年度つるい学びの広場開催要項

1 目的

近年の急激な社会情勢の変化の中、住民のニーズも多様化しており、学習機会の充実が必要とされている。

本村においても各年代に応じた様々な事業を実施しているが、今後は、行政と住民が協力したまちづくりの推進が求められており、様々な技術やノウハウ、アイデアを持つ人材の発掘やリーダーの育成が急務となっている。

そこで、上記人材の発掘やリーダーの育成、住民の自主的な学びの醸成を目的に、『住民提案型講座』を開催する。

2 対象者

- (1) 鶴居村在住の者
- (2) 鶴居村の事業所で働く者
- (3) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的としない村内企業及び団体

3 対象事業

- (1) 村民の学び、健康の増進や地域づくり等に寄与し、村民や地域から要望のある事業
- (2) 村の社会教育施設等で実施する事業
- (3) その他教育長が認める事業であること。
- (4) 次の要件のいずれにも該当しない事業であること。
 - (ア) 受益の対象が特定の個人や団体であるもの
 - (イ) 営利を目的とするもの
 - (ウ) 公序良俗に反するもの
 - (エ) (ア)～(ウ)の他、教育長が適当でないと認めるもの。

4 募集期間 令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）

5 開催講座数 5講座（先着順）

6 事業開催の補助及び支援

事業開催において、以下の項目について補助及び支援を行う。

- (1) 補助内容【1講座上限 17,040円】
- (ア) 報償費【講師謝金】 8,000円（外部講師を呼ぶ場合）
 - (イ) 旅費【費用弁償】 3,000円
 - (ウ) 需用費【消耗品費】 5,000円
 - (エ) 役務費【保険料】 1,040円（52円×20名）

(2) 支援内容

- (ア) 企画書等の書類作成に関する助言
- (イ) 募集案内配布及び周知（回覧・広報・IP告知放送等）
- (ウ) 事業運営に関する助言
- (エ) その他教育委員会担当職員が必要と判断した事項に関すること

※上記の補助については、請求書受領後に請求先へ支払いを行うため、企画立案者は、事業完了後に請求書を鶴居村教育委員会まで提出することとする。
また、補助内容の項目以外の経費については、補助対象外とする。

7 事業実施から完了までの流れ

- (1) 企画書・予算書の提出
- (2) 企画内容審査
- (3) 事業開催に向けての打ち合わせ（1～2回程度）
- (4) 報告書・収支決算書の提出
- (5) 請求書送付（鶴居村教育委員会へ送付）
- (6) 請求先へ支払い

8 申込方法 企画書及び予算書を下記まで提出する。

〒085-1206 阿寒郡鶴居村鶴居東5丁目3番地
鶴居村教育委員会 社会教育課 社会教育係

[TEL:0154-64-2050](tel:0154-64-2050) FAX:0154-64-2900

9 その他

事業開催時に撮影した写真については、広報誌の掲載等で使用させていただきますので、何卒ご了承ください。撮影した写真の利用について、ご要望等がある方は、鶴居村教育委員会までご連絡下さいますようお願い申し上げます。